

金融庁告示で定める開示項目一覧

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項（告示）

自己資本の構成に関する開示事項：単体（第2条第2項） … 51	自己資本の構成に関する開示事項：連結（第3条第2項） … 58
定性的開示事項：単体（第2条第3項）	定性的開示事項：連結（第3条第3項）
1. 自己資本調達手段の概要 …… 39	1. 連結の範囲に関する事項 …… 41
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 …… 39	2. 自己資本調達手段の概要 …… 39
3. 信用リスクに関する事項 …… 39	3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 …… 39
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 …… 39	4. 信用リスクに関する事項 …… 39
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 …… 40	5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 …… 39
6. 証券化エクスポージャーに関する事項 …… 40	6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 …… 40
7. オペレーショナル・リスクに関する事項 …… 41	7. 証券化エクスポージャーに関する事項 …… 40
8. 銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 …… 41	8. オペレーショナル・リスクに関する事項 …… 41
9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項 …… 41	9. 銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 …… 41
定量的開示事項：単体（第2条第4項）	10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項 …… 41
1. 自己資本の充実度に関する事項 …… 52	定量的開示事項：連結（第3条第4項）
2. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く） …… 53	1. 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 …… 59
3. 信用リスク削減手法に関する事項 …… 55	2. 自己資本の充実度に関する事項 …… 59
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 55	3. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く） …… 60
5. 証券化エクスポージャーに関する事項 …… 55	4. 信用リスク削減手法に関する事項 …… 61
6. 出資等エクスポージャーに関する事項 …… 55	5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 61
7. 銀行勘定における金利リスクに関する事項 …… 29	6. 証券化エクスポージャーに関する事項 …… 61
	7. 出資等エクスポージャーに関する事項 …… 61
	8. 銀行勘定における金利リスクに関する事項 …… 29